

○総務省令第四十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十二日

総務大臣 高市 早苗

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 工事設計の審査

技術基準適合証明の求めに係る特定無線設備（以下「申込設備」という。）の工事設計書（工事設計に係る事項（申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備に係る工事設計を含む。）を記載した書類であつて別表第二号に定めるものをいう。別表第三号及び別表第五号において同じ。）に記載された内容が技術基準に適合するものであるかどうかにかつて審査を行う。

〔②・③ 監〕

〔一・三 監〕

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

1 通 信 方 式			
2 送 信 機	(1) 定 格 出 力	(2) 発 射 可 能 な 電 波 の 型 式 及 び 周 波 数 の 範 囲	
	(3) 発 振		
(4) 変 調	(5) 製 造 者 名 等	製 造 者 名	製 造 番 号
		型 式 又 は 名 称	
3 空 中 線	(1) 型 式 及 び 構 成	(2) 利 得	
4 附 属 装 置 等 の 種 類 及 び 型 式 又 は 名 称			

改正前

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 工事設計の審査

技術基準適合証明の求めに係る特定無線設備（以下「申込設備」という。）の工事設計書（工事設計に係る事項を記載した書類であつて別表第二号に定めるものをいう。別表第三号及び別表第五号において同じ。）に記載された内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

〔②・③ 監〕

〔一・三 監〕

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

1 通 信 方 式			
2 送 信 機	(1) 定 格 出 力	(2) 発 射 可 能 な 電 波 の 型 式 及 び 周 波 数 の 範 囲	
	(3) 発 振		
(4) 変 調	(5) 製 造 者 名 等	製 造 者 名	製 造 番 号
		型 式 又 は 名 称	
3 空 中 線	(1) 型 式 及 び 構 成	(2) 利 得	
4 附 属 装 置 等 の 種 類 及 び 型 式 又 は 名 称			

	<p>(1) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認</p> <p>(2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認  <input type="checkbox"/> 申込設備に関し、1の欄から4の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。</p> <p>(3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告  <input type="checkbox"/> 無  <input type="checkbox"/> 有</p> <p>5 その他の工事設計  <input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備  (番号及び種別： )  <input type="checkbox"/> ②微弱無線設備  <input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備  <input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の無線設備</p> <p>(4) 電波の発射範囲の確認  <input type="checkbox"/> 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記③①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。</p>
6 添付図面等	無線設備系統図
7 参考事項	無線設備の型式又は名称

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～4 略]

5 2の(4)の欄は、2の(2)の欄の電波の型式に対応する変調の方式及び次の区別に従い、該当する事項を記載すること。

(1) 振幅変調の場合

[ア 略]

イ 変調度 (電波の型式がA2A、A2B、A2D、A2N又はA2Xの場合に限る)  
          
[ウ・エ 略]

5 その他の工事設計	
6 添付図面等	無線設備系統図
7 参考事項	無線設備の型式又は名称

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～4 同左]

5 2の(4)の欄は、2の(2)の欄の電波の型式に対応する変調の方式及び次の区別に従い、該当する事項を記載すること。

(1) 振幅変調の場合

[ア 同左]

イ 変調度 (電波の型式がA2A、A2B、A2D、A2N又はA2Xの場合に限る)  
          
[ウ・エ 同左]

〔2〕・〔3〕 略〕

〔6～9 略〕

10 5の欄は、次によること。

(1) 〔1〕は、設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。

(2) 〔2〕は、申込設備に関し、1の欄から4の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを申込者が確認し、□にレ印を付けること。

(3) 微弱無線設備とは、電波法第4条第1号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備をいう。

(4) 同時申込の無線設備とは、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備のうち、当該申込設備と同時に同一の登録証明機関又は承認証明機関に対し、技術基準適合証明又は工事設計認証の申込をしている無線設備をいう。

(5) (3)は、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備の有無及び該当する①から④までの□にレ印を付けることとし、①の番号及び種別欄には、番号として技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は識別番号を記載し、種別として第2条第1項に掲げる特定無線設備の種別を記載すること。

(6) (4)は、申込設備と同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び③①から③までに申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を放射しないことを申込者が確認し、□にレ印を付けること。また、③④の無線設備であつて現に免許等（免許、登録又は予備免許をいう。）を受けている場合又は新たに免許等若しくは認証等（技術基準適合証明、工事設計認証又は技術基準適合自己確認をいう。）を受けた場合は、(4)で確認した範囲外の電波であつても、その免許等又は認証等に係る工事設計の範囲内の電波を放射することを妨げない。

11 6の欄は、次によること。

〔1〕～〔6〕 略〕

(7) 5の欄の③④で申告した無線設備について、工事設計（送信機の定格出力、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。

〔12 略〕

〔2〕・〔3〕 同左〕

〔6～9 同左〕

10 5の欄は、次によること。

(1) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。

(2) 1の欄から4の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

11 6の欄は、次によること。

〔1〕～〔6〕 同左〕

〔新設〕

〔12 同左〕

第二 無線航行業務及び無線標定業務の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書		工 事 設 計 書	
1 最大測定距離		2 最小測定距離	
3 (1) 定格出力		(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
		(3) 発振	(4) 変調
送信機 (5) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
	(1) 通過帯域幅		
受信機 (2) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
	(1) 型式及び構成		
空中線		(2) 利得	(3) 回転速度
		(4) 水平面の主軸射の角度の幅	
6 附属装置の種類及び型式又は名称		(1) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認 <input type="checkbox"/> 申込設備に関し、1の欄から6の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。 (2) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ①適合表示無線設備 (番号及び種別： ) ②微弱無線設備 ③同時申込の無線設備 ④上記①～③以外の無線設備 (3) 電波の発射範囲の確認	
7 その他の工事設計			

長 辺

第二 無線航行業務及び無線標定業務の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書		工 事 設 計 書	
1 最大測定距離		2 最小測定距離	
3 (1) 定格出力		(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
		(3) 発振	(4) 変調
送信機 (5) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
	(1) 通過帯域幅		
受信機 (2) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
	(1) 型式及び構成		
空中線		(2) 利得	(3) 回転速度
		(4) 水平面の主軸射の角度の幅	
6 附属装置の種類及び型式又は名称		無線設備の型式又は名称	
7 その他の工事設計		無線設備系統図	
8 添付図面		無線設備の型式又は名称	
9 参考事項			

短 辺

(日本産業規格A列4番)

長 辺

	<input type="checkbox"/> 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記②①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を放射しないことを確認した。
8 添付図面	無線設備系統図
9 参考事項	無線設備の型式又は名称

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～14 略]

15 7の欄は、次によること。

- (1) (1)は、申込設備に関し、1の欄から6の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを申込者が確認し、にシ印を付けること。
- (2) 微弱無線設備とは、電波法第4条第1号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備をいう。
- (3) 同時申込の無線設備とは、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備のうち当該申込設備と同時に同一の登録証明機関又は承認証明機関に対し、技術基準適合証明又は工事設計認証の申込をしている無線設備をいう。
- (4) (2)は、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備の有無及び該当する①から④までのにシ印を付けることとし、①の番号及び種別欄には、番号として技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は識別番号を記載し、種別として第2条第1項に掲げる特定無線設備の種別を記載すること。
- (5) (3)は、申込設備と同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び②①から③までに申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を放射しないことを申込者が確認し、にシ印を付けること。また、②④の無線設備であつて現に免許等(免許、登録又は子備免許をいう。)を受けている場合又は新たに免許等若しくは認証等(技術基準適合証明、工事設計認証又は技術基準適合自己確認をいう。)を受けた場合は、(3)で確認した範囲外の電波であつても、その免許等又は認証等に係る工事設計の範囲内の電波を放射することを妨げない。

16 8の欄は、次によること。

- (1) 無線設備系統図の図面のうち送信機に係るものは真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途、各段の周波数、発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法並びに電源の電圧を、受信機に係るものは真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途、各

[注1～14 同左]

15 7の欄は、1の欄から6の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

16 無線設備系統図の図面のうち送信機に係るものは真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途、各段の周波数、発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法並びに電源の電圧を、受信機に係るものは真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途、各段の周波数(受信周波数と第1局部発振部の周波数との高低の関係を含む。)を記載すること。



---

(2) 7の欄の②④で申告した無線設備について、工事設計（送信機の定格出力、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲に係る部分に限る。）を記載した資料を添付することとす。

[17 略]

[17 同左]

---



第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキユリテ  
 インステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz帯高出力データ通信シ  
 ステムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接  
 続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジ  
 タルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移  
 動局及び携帯局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局並びに  
 700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書					
1 通信方式	2 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
				2 (1) 定格出力	
				3 発振	
				4 変調	
3 製造者名等		製造者名	型式又は名称		
					製造番号
4 空中線	(1) 型式及び構成	(2) 利得			
5 附属装置等の種類及び型式又は名称	(1)				
6 その他の工事設計					

辺

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキユリテ  
 インステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz帯高出力データ通信シ  
 ステムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接  
 続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジ  
 タルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移  
 動局及び携帯局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局並びに  
 700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書					
1 通信方式	2 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
				2 (1) 定格出力	
				3 発振	
				4 変調	
3 製造者名等		製造者名	型式又は名称		
					製造番号
4 空中線	(1) 型式及び構成	(2) 利得			
5 附属装置等の種類及び型式又は名称	(1)				
6 その他の工事設計					
7 添付図面					
無線設備系統図					
8 参考事項					
無線設備の型式又は名称					

辺

短

辺

(日本産業規格A列4番)

	<input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備 <input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の無線設備
7 添付図面	無線設備系統図
8 参考事項	無線設備の型式又は名称
	(4) 電波の発射範囲の確認 <input type="checkbox"/> 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(1)～(3)で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を放射しないことを確認した。

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

【注1～9 略】

10 6の欄は、次によること。

- (1) (1)は、第2条第2項第2号に掲げる特定無線設備の場合にあつては、同一の筐体に収められている同項第1号に掲げる特定無線設備の種類、製造者名及び型式又は名称を記載すること。
- (2) (2)は、申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを申込者が確認し、□にレ印を付けること。
- (3) 微弱無線設備とは、電波法第4条第1号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備をいう。
- (4) 同時申込の無線設備とは、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備のうち、当該申込設備と同時に同一の登録証明機関又は承認証明機関に対し、技術基準適合証明又は工事設計認証の申込をしている無線設備をいう。
- (5) (3)は、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備の有無及び該当する①から④までの□にレ印を付けることとし、①の番号及び種別欄には、番号として技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は識別番号を記載し、種別として第2条第1項に掲げる特定無線設備の種別を記載すること。
- (6) (4)は、申込設備と同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び③①から③④までに申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を放射しないことを申込者が確認し、□にレ印を付けること。また、③④の無線設備であつて現に免許等（免許、登録又は予備免許をいう。）を受けている場合又は新たに免許等若しくは認証等（技術基準適合証明、工事設計認証又は技術基準適合自己確認をいう。）を受けた場合は、(4)で確認した範囲外の電波であつても、その免許等又は認証等に係る工事設

【注1～9 同左】

10 6の欄は、次によること。

- (1) 第2条第2項第2号に掲げる特定無線設備の場合にあつては、同一の筐体に収められている同項第1号に掲げる特定無線設備の種類、製造者名及び型式又は名称を記載すること。
- (2) (1)のほか、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】



第四 アマチュア局、150MHz帯、400MHz帯若しくは27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は第2条第1項第4号の7に規定する陸上移動局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書		
1 通信方式	(1) 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
		(3) 変調
		製造者名等
2 送信機	(1) 型式及び構成	(2) 利得
3 製造者名等		
4 空中線		
5 付属装置等の種類及び型式又は名称		
6 その他の工事設計		

(1) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認  
 申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。  
(2) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告  
 無  
 有  
 ①適合表示無線設備 (番号及び種別： )  
 ②微弱無線設備  
 ③同時申込の無線設備  
 ④上記①～③以外の無線設備  
(3) 電波の発射範囲の確認  
 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記②①～③で申告した無線設備の工

長 辺

第四 アマチュア局、150MHz帯、400MHz帯若しくは27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は第2条第1項第4号の7に規定する陸上移動局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書		
1 通信方式	(1) 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
		(3) 変調
		製造者名等
2 送信機	(1) 型式及び構成	(2) 利得
3 製造者名等		
4 空中線		
5 付属装置等の種類及び型式又は名称		
6 その他の工事設計		
7 添付図面	無線設備系統図	
8 参考事項	無線設備の型式又は名称	

長 辺

短 辺 (日本産業規格A列4番)

	事設計の範囲外の電波を放射しないことを確認した。
7 添付図面	無線設備系統図
8 参考事項	無線設備の型式又は名称

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～8 略]

9 6の欄は、次によること。

- (1) (1)は、申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを申込者が確認し、□にレ印を付けること。
- (2) 微弱無線設備とは、電波法第4条第1号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備をいう。
- (3) 同時申込の無線設備とは、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備のうち当該申込設備と同時に同一の登録証明機関又は承認証明機関に対し、技術基準適合証明又は工事設計認証の申込をしている無線設備をいう。
- (4) (2)は、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備の有無及び該当する①から④までの□にレ印を付けることとし、①の番号及び種別欄には、番号として技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は識別番号を記載し、種別として第2条第1項に掲げる特定無線設備の種別を記載すること。
- (5) (3)は、申込設備と同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び②①から③までに申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を放射しないことを申込者が確認し、□にレ印を付けること。また、②④の無線設備であつて現に免許等（免許、登録又は予備免許をいう。）を受けている場合又は新たに免許等若しくは認証等（技術基準適合証明、工事設計認証又は技術基準適合自己承認をいう。）を受けた場合は、③で確認した範囲外の電波であつても、その免許等又は認証等に係る工事設計の範囲内の電波を放射することを妨げない。

10 7の欄は、次によること。

[(1)・(2) 略]

- (3) 6の欄の②④で申告した無線設備について、工事設計（送信機の定格出力、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。

[注1～8 同左]

- 9 6の欄は、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

10 7の欄は、次によること。

[(1)・(2) 同左]

【新設】

| [11 略]

| [11 同左]

第五 地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書					
1 通信方式					
2 送信機	(1) 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
	(3) 発 振	(4) 変 調			
	(5) 最大電力密度				
	(6) 高周波濾波器				
(7) 製造者名等		製造者名	型式又は名称	製造番号	
3 受信機の受信可能な電波の型式及び周波数の範囲					
4 空中線系		(1) 型式及び構成	(2) 利 得	(3) 周波数	
		(4) 偏波面	(5) 給電線等損失		
5 衛星追尾装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	6 インタローック装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	7 自動停波装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
8 附属装置の種類及び型式又は名称					
9 その他の工事設計		(1)			
		(2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認			

長

辺

第五 地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書					
1 通信方式					
2 送信機	(1) 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
	(3) 発 振	(4) 変 調			
	(5) 最大電力密度				
	(6) 高周波濾波器				
(7) 製造者名等		製造者名	型式又は名称	製造番号	
3 受信機の受信可能な電波の型式及び周波数の範囲					
4 空中線系		(1) 型式及び構成	(2) 利 得	(3) 周波数	
		(4) 偏波面	(5) 給電線等損失		
5 衛星追尾装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	6 インタローック装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	7 自動停波装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
8 附属装置の種類及び型式又は名称					
9 その他の工事設計		(1) 無線設備系統図			
		(2) 空中線指向図			
10 添付図面等					

長

辺

	<input type="checkbox"/> 申込設備に関し、1 の欄から 8 の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第 3 章に規定する技術基準に適合していることを確認した。 (3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備 (番号及び種別： ) ) <input type="checkbox"/> ②微弱無線設備 <input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備 <input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の無線設備 (4) 電波の発射範囲の確認 <input type="checkbox"/> 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記③①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を放射しないことを確認した。
10 添付図面等	(1) 無線設備系統図 (2) 空中線指向図
11 参考事項	無線設備の型式又は名称

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

【注 1～14 略】

15 9 の欄は、次によること。

- (1) ①は、設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。
- (2) ②は、申込設備に関し、1 の欄から 8 の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第 3 章に規定する技術基準に適合していることを申込者が確認し、□にレ印を付けること。
- (3) 微弱無線設備とは、電波法第 4 条第 1 号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備をいう。
- (4) 同時申込の無線設備とは、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備のうち、当該申込設備と同時に同一の登録証明機関又は承認証明機関に対し、技術基準適合

11 参考事項	無線設備の型式又は名称
---------	-------------

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

【注 1～14 同左】

15 9 の欄は、次によること。

- (1) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。
- (2) 1 の欄から 8 の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第 3 章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

【新設】

【新設】



証明又は工事設計認証の申込をしている無線設備をいう。

- (5) (3)は、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備の有無及び該当する①から④までの□にシ印を付けることとし、①の番号及び種別欄には、番号として技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は識別番号を記載し、種別として第2条第1項に掲げる特定無線設備の種別を記載すること。

【新設】

【新設】

- (6) (4)は、申込設備と同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び(3)①から③までに申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを申込者が確認し、□にシ印を付けること。また、(3)④の無線設備であつて現に免許等（免許、登録又は予備免許をいう。）を受けている場合又は新たに免許等若しくは認証等（技術基準適合証明、工事設計認証又は技術基準適合自己確認をいう。）を受けた場合は、(4)で確認した範囲外の電波であつても、その免許等又は認証等に係る工事設計の範囲内の電波を発射することを妨げない。

- 16 10の欄の添付図面の記載等は、次によること。

- 16 10の欄の添付図面の記載等は、次によること。

【(1)～(4) 略】

- (5) 9の欄の(3)④で申告した無線設備について、工事設計（送信機の定格出力、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。

【新設】

【(1)～(4) 同左】

【17 略】

【17 同左】

第六 第二条第1項第57号、第57号の2又は第57号の4に規定する放送局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書			
1	送信方式		
2	送 信 機	(1) 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
		(3) 発 振	
3	受 信 機	(4) 変 調	
		(5) 製造者名等	製造者名 型式又は名称 製造番号
		(1) 通過帯域幅	
4	空中線	製造者名	型式又は名称
		(2) 製造者名等	製造番号
5	附属装置等の種類及び型式又は名称	(1) 型式及び構成	(2) 利 得
		(1)	
6	その他の工事設計	(1) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認 <input type="checkbox"/> 申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。	
		(2)	
		(3)	

長

第六 第二条第1項第57号、第57号の2又は第57号の4に規定する放送局に使用するための無線設備の工事設計書

工 事 設 計 書			
1	送信方式		
2	送 信 機	(1) 定格出力	(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
		(3) 発 振	
3	受 信 機	(4) 変 調	
		(5) 製造者名等	製造者名 型式又は名称 製造番号
		(1) 通過帯域幅	
4	空中線	製造者名	型式又は名称
		(2) 製造者名等	製造番号
5	附属装置等の種類及び型式又は名称	(1) 型式及び構成	(2) 利 得
		(1)	
6	その他の工事設計	(1) 無線設備系統図 空中線指向図	
		(2)	
7	添付図面		
8	参考事項		

長

短 辺 (日本産業規格A列4番)

	<p>(4) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p> <p><input type="checkbox"/> 有</p> <p><input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備 (番号及び種別： )</p> <p><input type="checkbox"/> ②微弱無線設備</p> <p><input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備</p> <p><input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の無線設備</p> <p>(5) 電波の発射範囲の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 同一の筐体に収められた全ての無線設備に 関し、申込設備及び上記(4)①～③で申告した無線設 備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを 確認した。</p>
7 添付図面	<p>(1) 無線設備系統図</p> <p>(2) 空中線指向図</p>
8 参考事項	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～11 略]

12 6の欄は、次によること。

(1) (1)は、第2条第1項第57号又は第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合には、設備規則別図第4号の8の8において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差が±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。

(2) (2)は、申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを申込者が確認し、□にレ印を付けること。

なお、第2条第1項第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合には、当該無線設備を構成する送信装置、受信装置又は中継線若しくは連絡線に接続する分配器等に接続する設備規則第37条の27の10の2に規定する有線テレビジョン放送施設等からの影響により、当該無線設備を構成する送信装置又は受信装置の電気的特性に変更を来すこととならないことを説明した書類を添付すること。

[注1～11 同左]

12 6の欄は、次によること。

(1) 第2条第1項第57号又は第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合には、設備規則別図第4号の8の8において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差が±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。

(2) 1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

なお、第2条第1項第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合には、当該無線設備を構成する送信装置、受信装置又は中継線若しくは連絡線に接続する分配器等に接続する設備規則第37条の27の10の2に規定する有線テレビジョン放送施設等からの影響により、当該無線設備を構成する送信装置又は受信装置の電気的特性に変更を来すこととならないことを説明した書類を添付すること。

<p>(3) (3)は、第2条第1項第57号の4に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合には、設備規則別図第2号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満及び300kHz以上における平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。</p> <p>(4) 微弱無線設備とは、電波法第4条第1号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備をいう。</p> <p>(5) 同時申込の無線設備とは、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備のうち当該申込設備と同時に同一の登録証明機関又は承認証明機関に対し、技術基準適合証明又は工事設計認証の申込をしている無線設備をいう。</p> <p>(6) (4)は、申込設備と同一の筐体に収められた他の無線設備の有無及び該当する①から④までの□にシ印を付けることとし、①の番号及び種別欄には、番号として技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は識別番号を記載し、種別として第2条第1項に掲げる特定無線設備の種別を記載すること。</p> <p>(7) (5)は、申込設備と同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び(4)①から④までに申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を放射しないことを申込者が確認し、□にシ印を付けること。また、(4)④の無線設備であつて現に免許等（免許、登録又は予備免許をいう。）を受けている場合又は新たに免許等若しくは認証等（技術基準適合証明、工事設計認証又は技術基準適合自己確認をいう。）を受けた場合は、(5)で確認した範囲外の電波であつても、その免許等又は認証等に係る工事設計の範囲内の電波を放射することを妨げない。</p> <p>13 7の欄の添付図面の記載等は、次によること。  【(1)・(2) 略】</p> <p>(3) 6の欄の(4)④で申告した無線設備について、工事設計（送信機の定格出力、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。</p> <p>[14 略]</p>	<p>(3) 第2条第1項第57号の4に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合には、設備規則別図第2号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満及び300kHz以上における平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>13 7の欄の添付図面の記載等は、次によること。  【(1)・(2) 同左】</p> <p>【新設】</p> <p>[14 同左]</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現になされている法第三十八条の六第一項（法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）に基づく技術基準適合証明の求め又は法第三十八条の二十四第二項（法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）に基づく工事設計認証の求めについて、法第三十八条の五第一項で定める登録証明機関又は法第三十八条の三十一第二項に定める承認証明機関は、この省令による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第二号の様式にかかわらず、なお従前の様式により工事設計の審査を行うことができる。